

旅費規定

第1条

役員及び従業員等が社用のため出張した時は本規定に従って旅費を支給する。

第2条

旅費は順路によって計算する。但し、天災その他やむを得ない事由で順路によって旅行し難い場合には実際に経路した通路による。

第3条

出張旅費は交通費及び宿泊料の二種とし、交通費及び宿泊料は実費精算とする。

第4条

出張とは片道 100km 以上の地域へ出張したことをいう。

第5条

旅費の請求は所定の精算手続きを以って行うものとする。

第6条

本規定に定めのない事項についてはその都度事情を考慮して決定する。

第7条

本規定は制定の日より之を実施する。

2023年8月25日

福井県あわら市中浜 1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子